

◆教育・保育提供区域の設定について

検討の結果、支所所管区域を教育・保育提供区域の基本とすることとしました。

〔参考〕教育・保育提供区域の定義

（子ども・子育て支援法に基づく基本指針より）

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域。

教育・保育提供区域

